

日 時：平成26年6月13日（金） 午後2時00分～午後2時45分
場 所：北見市議会 第2委員会室
出席者：佐藤会長、岡田副会長、堀口委員、稲村委員、坂本委員、鈴木委員、岡崎委員、小林委員、
白幡委員、三宅委員、不破委員、石森委員、信田委員、藤田委員、平野委員、大西委員
（事務局）皆川保健福祉部長、大栄保健福祉部次長、三樹子育て支援推進室長、
高田社会福祉課長、駒井介護福祉課長、成田保護課長、高橋主幹、長尾主幹
堀越保育課長、桑島子ども支援課長、山崎子ども総合支援センター長、土井主幹
菅原主幹、表主幹、松橋主幹
和泉社会福祉課総務担当係長、持田課員、川口課員

欠席者：江野委員、高橋委員、吉田委員、古屋委員

会議次第：

1. 委嘱状交付式
2. 市長挨拶
3. 委員自己紹介
4. 議題
 - 1) 正副会長の選任について
 - 2) 部会の設置・委員の指名について
5. 報告
 - 1) 審議会の運営について
 - 2) 保健福祉部の所管事項について
6. その他

開 会 （事務局） それでは定刻になりましたので、会議を始めたいと存じます。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。
本日の進行を務めさせていただきます、保健福祉部長の皆川でございます。
どうぞよろしくお願いいたします。

ただ今から、平成26年度第1回北見市社会福祉審議会を開会いたします。
会議に先立ちまして、皆様には2年間の任期で委員をお願い申し上げますので、副市
長より、この席上で委嘱状を交付させていただきたいと存じます。

なお、委嘱期間でございますが、前任期間が平成26年5月23日までとなっております
ことから、皆様におかれましては、平成26年5月24日から平成28年5月
23日までとなっております、委嘱日も平成26年5月24日となっておりますことを申
し添えます。

委員の皆様には、お席にてお待ちいただくことをお願いいたします。

委嘱状交付 …………… 委嘱状交付（副市長より交付） ……………

（事務局） ここで、塚本副市長よりご挨拶を申し上げます。
副市長、よろしくお願いいたします。

副市長挨拶 副市長挨拶

自己紹介 (事務局) ありがとうございます。
それでは、会議に入らせていただきますが、本日は、審議会設置後、初めての会議でございますので、初めに委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。
委員名簿の順番で、岡田委員よりお願いいたします。

..... 委員自己紹介

事務局紹介 (事務局) ありがとうございます。
次に、当審議会の事務局であります保健福祉部職員の自己紹介をさせていただきます。

保健福祉部 部長の皆川でございます。
保健福祉部 次長の大栄でございます。
保健福祉部 子育て支援推進室長の三樹でございます。
保健福祉部 社会福祉課長の高田でございます。
// 主幹の高橋でございます。
// 介護福祉課長の駒井でございます。
// 主幹の長尾でございます。
// 保護課長の成田でございます。
// 子ども支援課長の桑島でございます。
// 子ども総合支援センター長の山崎でございます。
// 保育課長の堀越でございます。
// 子育て推進室主幹の土井でございます。
// 子育て推進室主幹の菅原でございます。
// 子育て推進室主幹の表でございます。
// 子育て推進室主幹の松橋でございます。

同じく、社会福祉課係長の和泉、課員の持田、川口でございます。

公務の都合上、副市長及び三樹室長はじめ12名につきましては、ここで退席させていただきますことをお許しいただきたいと存じます。

会議の成立 (事務局) 次に会議の成立について、事務局より報告をいたします。

(事務局) 本日の出席委員数は、20人中16人です。
江野委員、高橋委員、吉田委員、古屋委員は、所用のため欠席される旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。

審議会条例第6条第2項の規定に基づき、半数以上の出席がありますので、本日の会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

以上であります。

正副会長の選任 (事務局) それでは、本日の議題に入らせていただきます。議題の(1)正副会長の選任についてでございますが、審議会条例第5条第1項の規定によりまして、委員の皆様の間選となっております。

そこで、会長及び副会長の選任につきまして、皆様のご意見を頂戴したいと思います。

(委員) 前任期間においてそれぞれ会長・副会長の役職に就いておられます、北見市社会福祉協議会会長の佐藤委員に会長を、副会長には、北見市民生委員児童委員協議会会長の岡田委員を推薦させていただきます。

(事務局) ただいま、委員から、会長には北見市社会福祉協議会会長であります佐藤委員、副会長には、北見市民生委員児童委員協議会会長であります岡田委員との推薦がありました。

ほかにごいませんか。なければ、お諮りいたします。

会長には佐藤委員、副会長には岡田委員にお願いするということで、よろしいでしょうか。

…………… 異議なし ……………

それでは、ご異議なしということで、会長には佐藤委員、副会長には岡田委員と決定いたしました。

佐藤会長、岡田副会長におかれましては会長席、副会長席へお着きください。

正副会長挨拶

(事務局) ここで、ただいま会長に選任されました佐藤会長、副会長に選任されました岡田副会長から就任のご挨拶をお願いいたします。

(正副会長挨拶)

…………… 正副会長就任挨拶 ……………

(事務局) ありがとうございました。

これからの議事につきましては、会長が取り進めることとなりますので、佐藤会長よろしくをお願いいたします。

部会の設置・委員の指名

(会長) それでは会議を進めさせていただきます。議題の2番目、「部会の設置と委員の指名」ですが、このことについて事務局より説明をお願いします。

(事務局) 部会の設置と委員の選出方法について、ご説明させていただきます。

はじめに、お手元の事前配布資料1ページ、審議会条例第7条第1項におきまして、当審議会には、諮問事項を専門的に調査研究するため、部会を設けることができるとされております。

次に、部会の委員でございますが、これは同条第2項のとおり、会長の権限におきまして、指名することとなっております。

また、第3項において部会には、委員の互選により、部会長を置くこととなっております。以上であります。

(会長) ただいまの説明にありましたとおり、当審議会に部会を設置したいと考えますが、よろしいでしょうか。

…………… 異議なし ……………

(事務局) 先ほど事務局より説明しましたとおり、部会の設置は、審議会条例第7条第1項の規定により部会を設けることができることとなっております、先ほど了承されたところであります。

部会の委員の選出方法については、第7条第2項の会長権限で指名できるように規定されております。

部会の部会長の選出は、第7条第3項により、委員の互選により、選出されることとなっておりますが、事務局案としましては、今回、20名中、新任委員が2名、18名の委員が再任の委員でいらっしゃいますこと、また、前任期間に部会が一度も開催されていないことを勘案しまして、前任期間において決めました高齢者部会、障がい者部会、子ども部会の3部会とそれぞれの構成委員、及び3部会の会長につきましては、事前配布資料として、皆様に送付しております名簿案のとおり、前回に引き続きそのまま継続していきたいと考えておりますことから、今回ご提案させていただいております。

(会長) ただいま、事務局より説明がありました部会の委員構成、部会長につきましてはこれまでの経過等も踏まえながら、説明された内容で進めたいという案でございますが、これでよろしいでしょうか。

…………… 異議なし ……………

ありがとうございます。
それでは、原案通りの部会構成、部会長とさせていただきます。

なお、障がい部会の部会長であります「高橋委員」ですが、本日急遽欠席となりましたが、事前に委員皆様の了承が得られれば、障がい部会の部会長を引き続き行う旨の了解をいただいております。

部会長の報告

(会長) それでは、再度、確認いたします。
高齢部会については、
江野委員、堀口委員、稲村委員、坂本委員、三宅委員、白幡委員、信田委員、古屋委員をお願いいたします。
高齢部会の部会長には、坂本委員ということでお願いいたします。

次に、障がい部会ですが、
稲村委員、坂本委員、高橋委員、鈴木委員、岡崎委員、白幡委員、藤田委員、大西委員をお願いいたします。
障がい部会の部会長には、高橋委員ということでお願いいたします。

次に、子ども部会ですが、
江野委員、堀口委員、小林委員、不破委員、吉田委員、石森委員、信田委員、平野委員をお願いいたします。
子ども部会の部会長には、平野委員ということでお願いいたします。

報 告

(会長) それでは、本日の報告案件を議題といたします。
まず、初めに 1)『審議会の運営について』を報告願います。

(事務局) それでは、まず初めに、審議会の運営について、ご説明いたします。
事前配布資料の1ページ、社会福祉審議会条例をご覧ください。
第2条、所掌事務でございますが、「審議会は、市長の諮問に応じ、社会福祉の諸施策に関する事項について調査審議し、又は意見を具申するものとする。」となっております。
資料4ページをお開きください。
平成21年度以降の当審議会の開催状況でございます。
平成22年度の2月23日にあります「第2期北見市地域福祉計画」、平成23年度の2月8日の「第5期高齢者保健福祉計画」、同じく2月27日の「北見市障がい福祉計画」など、福祉分野における様々な計画の策定に際して、ご意見を頂いてきたところ

でございます。

合併後、市長が諮問し、答申をいただいた案件はございませんが、合併前の旧北見市において、「敬老年金から長寿祝金への条例改正」、それから、「保育環境整備の今後のあり方」ということで保育園の民営化を含めた審議がなされたところでございます。以上でご説明を終わらせていただきます。

(会長) ただいま事務局より説明がありました、委員会の運営について、何かご質問はございますか。

…………… 質問なし ……………

(会長) それでは、1番目の説明を了といたします。
次に 2番目『保健福祉部の所管事項について』を説明願います。

(事務局) 保健福祉部の組織機構図は、5ページと6ページに記載のとおりですが、8つの課で構成されており、職員数は、5ページ左上に記載のとおり、部長職1名、次長職3名、課長職15名、係長職47名、課員164名、計230名となっております。
次に、保健福祉部の事務分掌でございますが、7ページから10ページに記載されているとおり、1番社会福祉に関する事項から、6番次世代育成に関する事項までございまして、3名の次長職において担当事務を持つとともに、8ページから10ページには、規則において、課ごとの事務の内容が規定されているところでございます。簡単ではございますが、私からは、以上であります。

(会長) 事務局より説明がございましたが、このことについて何かご質問はありますでしょうか。

…………… 質問なし ……………

(会長) 続きまして、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金について、事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局) 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金についてご説明に入らせていただく前に資料の訂正がございます。
事前配布資料の1ページ中段、黒丸の一つ目ですが、北見市では約4万5千人というところを約3万人に訂正をお願いいたします。
それでは、事前配布資料の11ページに基づきましてご説明させていただきます。2つの給付金につきましては、平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられることに伴う影響の緩和措置として実施されるものであります。
臨時福祉給付金の支給対象者については、市民税非課税の方が該当となりますが、課税者の扶養親族になっている場合や、生活保護受給者等の方々につきましては、除かれ、対象者は約3万人と推計しております。
給付額につきましては、対象者1人につき1万円となっており、給付対象者のうち、年金や、児童扶養手当等の受給者につきましては、5千円が加算され1万5千円を給付することとなり、対象者は約1万2千人程度を見込んでおります。
次に、子育て世帯臨時特例給付金の対象者ですが、平成26年1月分の児童手当受給者が該当しますが、平成25年分の所得が児童手当の所得制限額を超えている方や臨時福祉給付金対象者、生活保護受給者などを除き、約1万1500人程度を見込んでおります。
給付額につきましては、対象児童1人につき1万円となっております。
次に申請受付方法ですが、期間につきましては、7月9日から10月9日までの3ヶ

月間として、本庁をはじめ、全ての総合支所、支所出張所で受け付けることとしております。

尚、申請方法といたしましては、直接窓口にお越しいただく方法と、郵送による2通りとしております。また、特設受付期間として、市民会館小ホールでは7月9日、10日の2日間、まちきた大通ビル5階催事場では、7月9日から18日までの、土日を含めまして10日間の受付を、午前10時から午後6時半まで実施することとしております。

各総合支所におきましても、受け付け開始から10日間は土日を含め、通常業務時間で受付を実施いたします。

これら周知方法といたしましては、広報6月号にチラシの折り込みをいたしました。7月の広報には、誌面の見開きによる記事の掲載、市の窓口での案内チラシの設置ホームページ、さらには報道機関を通じて周知していきたいと考えております。

また、臨時福祉給付金の申請書につきましては、自治会や事業者を活用いたしまして6月の下旬に全戸に配布する予定です。子育て世帯臨時特例給付金につきましては、同じく6月下旬に、支給対象予定者に申請書を郵送する予定で事務を進めている状況でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(会長) ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。

…………… 質問なし ……………

質問がないため、給付金の説明についてはこれで終わらせていただきます。

その他

(会長) 続きまして、その他といたしまして委員の皆様から何かありましたらご発言願います。

(委員) 臨時福祉給付金の青いチラシをいただいたのですが、瑞穂地区の受付期間が若干違うのですが、どちらが正しいのでしょうか。

(事務局) 瑞穂地区につきましては、週のうち火曜日と金曜日が開庁しているということで、7月11日が金曜日になりまして、最終の10月7日が火曜日ということで若干先ほど説明した期間より短くなっております。

(会長) その他何かございますか。
それでは、事務局より何かありますか。

(事務局) 本日配布させていただきました、当日配布資料であります。旧委員の皆様には前回の審議会でご説明させていただきましたものです。もう一度本年度の主な福祉施策についてご説明させていただきます。

1 ページ目の臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金については、先ほど事務局より受付期間の詳細が決定したということで説明させていただきましたので省略させていただきます。

2 ページ目の2番、福祉総合相談システム事業についてであります。今北見市で進めているワンストップサービス推進計画、窓口の一本化ということで、本年4月より社会福祉課、介護福祉課の窓口が合同の窓口、子ども支援課、保育課の窓口も国保を含めた形で今後、4階の一本化すべく市民にわかりやすい窓口をめざし進めているところであります。それに伴う職員の負担軽減、市民への周知に漏れないようにシステムを構築するものであります。

次の3、4番については高齢者福祉会館におけるトイレの水洗化や、老朽化に伴う屋根のすが漏り改修を予定しております。

また、常呂総合支所においては福祉バスの更新を予定しております。

3 ページ、6 番の生活保護の動向ですが、全国、全道、北見の動向が掲載されてお

ますので、目を通していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
7ページになりますが、本年7月生活保護法の一部改正ということ、主な改正点、就労による自立の促進、健康・生活面に着目した支援、不正・不適正需給対策の強化、医療扶助の適正化などが改正されます。

続きまして8ページ、市立保育園における延長保育事業の拡充ということで、今まで延長保育を行ってこなかった保育園を減らし、午後7時までの30分の延長保育を未実施の市立保育園においても行っております。

次に、私立幼稚園に関する事務移管についてであります。子ども子育て3法が成立し、事務の一元化を図るべく、9ページ、保健福祉部保育課、保育園に関する事務教育委員会総務課の私立幼稚園に関する事務についてであります。本年4月1日より保育課の中に、私立幼稚園に関する事務を一元化して事務を行っているところであります。

以上、本年の主な福祉施策についてご説明を終わらせていただきます。

(会長) ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。

…………… 質問なし ……………

次に、その他として委員の皆さんから何かございませんか。

本日の議事は以上でございます。

これにて「平成26年度 第1回北見市社会福祉審議会」を終了いたします。
長時間にわたりご苦勞様でした。

終了 午後2時45分